

富谷市新型コロナウイルス感染症対策本部 市主催イベント・施設の利用等について

令和3年4月4日

現在、本市では、令和3年3月25日に新型コロナウイルス感染症対策本部会議において決定した市主催イベントや施設の利用方針を運用してまいりましたが、県内における新型コロナウイルス感染症の再拡大により、政府により宮城県が「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域として指定されたこと、更には宮城県・仙台市による緊急事態宣言が5月5日まで延長されたことを受け、本市では、本日4日に対策本部会議を開催し、**まん延防止等重点措置適用等が解除されるまでの間における市主催イベントや事業、市施設の利用等について以下のとおり決定**いたしましたので、お知らせいたします。**(※見直し部分は朱書き・下線)**

市民の皆様にはご不便をお掛けいたしますが、現在の状況をご理解いただきますとともに、引き続き「新しい生活様式」の実践をお願いいたします。

1 イベント・会議・行事等について

(1) 市主催のイベント・会議・行事等

- ・「市が主催するイベント・会議等に関する実施方針（令和3年4月5日以降）」に基づき実施
- ・中止・延期する事業については、ホームページに一覧を掲載し、随時更新
 - ・春のクリーン作戦：4月11日（日）…中止
 - ※同時開催のユー・アイ・クリーン作戦（空き缶回収）も中止
 - ・春の交通安全県民総ぐるみ運動 富谷市出動式：4月6日（火）…中止（街頭指導は実施予定）

(2) 市主催以外のイベント・会議・行事等

- ・「市が主催するイベント・会議等に関する実施方針（令和3年4月5日以降）」に準じた対策を講ずるよう、主催者等に要請

2 市立幼稚園、小学校、中学校について

- ・各学校において策定した感染予防ガイドラインにより、感染予防対策を徹底した上で教育活動を実施
- ・入学式等については、感染症対策を講じた上で規模を縮小し実施
 - 幼稚園：4月12日（月）
 - 小学校：4月8日（木）
 - 中学校：4月9日（金）

3 市の施設等の取り扱い等（令和3年4月5日（月）以降）

○今回の緊急事態宣言等の趣旨を踏まえ、下記施設の利用にあたっては、予約済みの場合であっても、利用の是非を十分に検討願います。

施設名	利用時間	特記事項
市役所本庁舎 各出張所	月～金 8時30分～ 17時30分	<p>●証明の取得等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対面機会を抑制するため、「税証明」「住民票」「戸籍証明」の請求については、郵送による申請を推奨 ※証明等請求書の様式は市ホームページに掲載 <p>●窓口開庁時間について</p> <p>（19時まで窓口を延長していたものを通常の時間としています）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面の間、開庁時間は祝日を除き月～金の8時30分～17時30分 ※対象施設は市役所本庁舎及び成田出張所
とみや子育て支援センター	月～金 8時30分～ 17時30分	<p>●法定健診及び法定に準ずる健診等（母子手帳交付含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平熱よりも1度以上高い場合、体調不良の場合は受診見合わせを徹底 ・集団指導は規模を縮小して実施中 <p>●予防接種（BCG）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を講じた上で実施 <p>●個別相談について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予約の上、時間短縮や人数制限をして実施又はオンライン <p>●上記以外の事業（離乳食教室・サロン・親子の集い等）は、まん延防止等重点措置の適用が解除されるまでは中止</p>
子育てサロン （西成田 コミュニティ センター）	火～土 10時00分 ～ 15時00分	<p>・まん延防止等重点措置の適用が解除されるまでは原則利用中止（但し、すでに予約した者を除く）</p>
放課後児童 クラブ	月～金 放課後～ 19時00分 土 8時00分～ 18時00分	<p>・まん延防止等重点措置の適用が解除されるまでは可能な限り、自宅で過ごすことについて協力を依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4-①に基づき実施
保育所等	月～土 施設毎	<ul style="list-style-type: none"> ・4-⑤に基づき実施 ・入所式及び進級式 4月5日（月） <p>感染症対策を講じた上で規模を縮小し実施 （児童のみの出席、クラス毎に実施）</p>
総合運動公園	火～日 屋内施設 9時00分 ～ 21時00分 屋外施設 9時00分 ～ 17時00分	<p>・まん延防止等重点措置の適用が解除されるまでは屋内施設18時以降、屋外施設17時以降の夜間利用（夜間一般開放、トレーニング室含）を中止</p> <p>・夜間以外については、まん延防止等重点措置の適用が解除されるまでは原則利用中止 （但し、すでに予約を申請した利用者・団体を除く）</p>

施設名	利用時間	特記事項
公民館	月～日 9時00分～ 21時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置の適用が解除されるまでは17時以降の夜間利用を中止 ・夜間以外については、まん延防止等重点措置の適用が解除されるまでは原則利用中止 (但し、すでに予約を申請した利用者・団体を除く)
西成田 コミュニティ センター (子育てサロン 以外)	火～日 9時00分～ 21時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置の適用が解除されるまでは18時以降の夜間利用を中止 ・夜間以外については、まん延防止等重点措置の適用が解除されるまでは原則利用中止 (但し、すでに予約を申請した利用者・団体を除く)
大黒澤苑	火～日 9時00分～ 17時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置の適用が解除されるまでは原則利用中止(但し、すでに予約を申請した利用者・団体を除く)
民俗 ギャラリー	火～日 9時30分～ 16時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置の適用が解除されるまでは原則利用中止(但し、すでに予約を申請した利用者・団体を除く)
富谷市学校 体育施設	校庭 5時00分～ 19時00分 体育館 9時00分～ 21時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置の適用が解除されるまでは校庭、体育館共に利用を中止
福祉健康 センター	月～金 8時30分～ 17時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置の適用が解除されるまでは利用中止(ただし「サロンより愛」を除く)
富谷市 まちづくり産 業交流プラザ (TOMI+)	月～日 9時00分～ 21時00分 (年末年始 除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・入居している事業所及びその来客者以外については、まん延防止等重点措置の適用が解除されるまでは利用中止
富谷宿 観光交流ステ ーション (とみやど)	日・月・水・ 木 10時00分～ 19時00分 金・土・ 祝前日 10時00分～ 21時00分 休所日:火曜 日・年末年始	<ul style="list-style-type: none"> ・プレオープン及びグランドオープンは、まん延防止等重点措置が解除されるまでは延期 ・オープンの期日、オープン後の開館時間等については、詳細決定後に市ホームページ等に掲載

施設名	利用時間	特記事項
公園		<ul style="list-style-type: none"> ・利用上の注意事項は公園内の看板、ホームページ等により周知 ・管理棟・ちびっ子ゲレンデ・炊事棟・バーベキュー用東屋は<u>まん延防止等重点措置の適用が解除されるまでは</u>使用を禁止 ・大亀山森林公園以外の公園については、<u>まん延防止等重点措置の適用が解除されるまでは</u>申請を必要とする使用を<u>原則禁止</u>（<u>但し、すでに予約を申請した利用者・団体を除く</u>）

4 施設に関する各種ガイドライン

- ①とみや放課後児童クラブのための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（令和2年12月改訂）
- ②富谷市公民館新型コロナウイルス感染拡大防止施設利用ガイドライン（令和2年11月30日改訂版）
- ③新型コロナウイルス感染拡大防止施設利用ガイドライン（令和2年11月30日改訂版）
- ④富谷市学校体育施設開放新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン（令和2年8月31日改訂版）
- ⑤富谷市の保育所（園）・子ども園のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（令和2年11月策定）

5 内容の見直し時期について

上記事項についての見直し時期は、まん延防止等重点措置適用解除前に決定。また、感染症の発生状況等に変化が生じた場合には、随時見直しを図ります。

富谷市長から市民の皆さまへのメッセージ（4月4日）

市民の皆様、事業者の皆様並びに最前線で業務に当たっている保健医療機関の関係者の皆様には、新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご理解とご協力をいただいておりますことに深く感謝いたします。また、新型コロナウイルス感染症に感染された方々にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い回復をお祈り申し上げます。

3月18日、宮城県と仙台市において独自の緊急事態宣言を発出し、さらに21日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、仙台市内で酒類を提供する飲食店等に対する営業時間短縮の要請を行ってきたところでございますが、4月1日現在、新型コロナウイルス感染者数は、県内で6,038人となり、1日の平均の新規感染者数は2月の7.5人に対し、3月は77.9人と急増しております。また、県が医療機関と調整を行い確保している病床の使用率も65.2%というかなり逼迫した状態にあります。

この状況を踏まえ、政府は「まん延防止等重点措置」を4月5日から5月5日までの1か月間、大阪府、兵庫県、宮城県に適用することを決定いたしました。

また、宮城県と仙台市による緊急事態宣言が5月5日まで延長され、県内全域で酒類を提供する飲食店等の営業時間短縮要請が5月6日午前5時まで行われることとなりました。

本市といたしましても、このような状況を踏まえ、「市が主催するイベントや会議等に関する実施方針」及び「市主催イベント・施設の利用等について」見直しを行いました。

市民の皆様にはご不便をお掛けいたしますが、「まん延防止等重点措置」が解除されるまでは、公共施設等の利用制限をはじめとする各種制限、事業の延期・中止等にご理解をいただきますようお願いいたします。

そして、引き続き市民の皆様には、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践・定着をお願いいたしますとともに、「3つの密」を避け、外出時には、施設管理者が実施する感染予防策を確認したうえで、感染防止等を徹底するなど注意して行動するようお願いいたします。また、市民の皆様には不要不急の外出や移動を避けていただきますとともに、特に混雑する時間帯や混雑する場所へは、できるだけ行かないようにしてください。加えて、大人数や長時間におよぶ飲食の自粛及び会話の際のマスク着用の徹底、歓送迎会や会食などの開催の自粛のほか、大人数での旅行は自粛・延期し、家族・友人などとの少人数の旅行も今は慎重に判断いただきますようお願いいたします。

また、今回営業時間短縮となる事業者の皆様におかれましては、要請の趣旨をご理解いただき、何卒ご協力くださいますようお願いいたします。

今後も政府・県と連携を図りながら市執行部と議会が一丸となって独自対策を含め万全の対策を講じてまいりますので、市民の皆様には引き続きご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性のある感染症ですので、感染者に対する差別や誹謗中傷等につながるような行動は控えていただきますようお願いいたします。